

## 神戸町雇用拡大事業奨励金交付要綱

平成29年4月1日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における雇用の拡大に資するため、新規学卒者又は転職者を正規雇用従業員として雇用を行った対象事業所に対して、神戸町雇用拡大事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規雇用従業員 雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用され、1週間の所定労働時間が30時間以上である旨の雇用契約を締結し、雇用保険、社会保険（法人の場合）の被保険者となる者をいう。
- (2) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（高等部に限る。）、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（以下「学校等」という。）を当該年度の3月に卒業し、その年の6月末日までに正規雇用従業員として雇用されて町内に住所を有している者をいう。
- (3) 転職者 求職活動を行っている町内在住者や町外から神戸町へ定住する者をいう。
- (4) 対象従業員 前2号又は3号に定める者であって、次のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 正規雇用従業員として12か月以上継続して雇用されていること。
  - イ 本町の住民基本台帳へ記載があること。町外の者を正規雇用従業員とした場合は、正規雇用従業員とした日から3か月以内に本町の住民基本台帳へ記載されていること。
  - ウ 町税等を滞納していないこと。
  - エ 過去に奨励金交付の確定に至った者でないこと。

- オ 外国人技能実習生でないこと。
- (5) 対象事業所 次のいずれにも該当する事業所をいう。
  - ア 町内に住所を有する事業所であること。
  - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定される中小企業者であること。
  - ウ 雇用保険及び社会保険（法人の場合）適用事業所であること。
  - エ 町税等を滞納していないこと。
  - オ 事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員に該当していないこと。また、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
  - キ その他町長が不適切と認める事業所でないこと。
- (6) 基準日 平成29年4月1日から令和8年3月31日までに雇用された対象従業員となる者が本町の住民基本台帳へ記載のある場合は正規雇用従業員とした日、町外の者である場合は正規雇用従業員とした日から3か月以内に本町の住民基本台帳へ記載された日をいう。

(奨励金の額)

第3条 町長は、対象従業員を雇用した対象事業所に対し、奨励金として対象従業員1人につき新規学卒者の場合は20万円、転職者の場合は10万円を交付する。

2 1事業所1年度あたり100万円を上限とする。

(認定申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業所は、基準日から3か月以内に、神戸町雇用拡大事業奨励金交付対象事業所認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 対象従業員一覧表（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付対象事業所の認定)

第5条 町長は、前条に定める認定申請の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、奨励金の交付対象事業所であると認めたときは、神戸町雇用拡大事業奨励金交付対象事業所認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 当該書類の内容が奨励金の交付対象事業所でないと認めたときは、神戸町雇用拡大事業奨励金交付対象事業所不認定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項に定める認定通知を受けた事業所(以下「認定事業所」という。)が、第8条の交付決定を受ける前に、申請した正規雇用従業員が対象従業員でなくなったとき又はその他の事由により、申請を取り下げるときは、神戸町雇用拡大事業奨励金認定申請取下書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付申請)

第7条 第5条第1項に定める認定事業所は、対象従業員の基準日から12か月後に、神戸町雇用拡大事業奨励金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象従業員一覧表(様式第3号)
- (2) 卒業校及び卒業日を証明する書類の写し(新規学卒者の場合)
- (3) 対象従業員の正規雇用従業員として雇用したことを証する書類(雇用契約書又は労働条件通知書等)の写し
- (4) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 対象従業員の住民票(抄本)の写し(対象従業員の基準日から12か月後に発行のもの)
- (6) 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し(対象従業員の基準日から12か月後に発行のもの)
- (7) 事業所の町税納税証明書(個人経営の場合は、事業主個人の町税納税証明書)

(8) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条に定める申請書及び報告書の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、適正であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、神戸町雇用拡大事業奨励金交付決定通知書（様式第8号）により認定事業所に通知するものとする。

2 当該書類の内容が適正でないと認めたとき、又は前条に定める交付申請前に第6条に定める取下書の提出があったときは、神戸町雇用拡大事業奨励金不交付決定通知書（様式第9号）により認定事業所に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた認定事業所は、神戸町雇用拡大事業奨励金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

(奨励金の経理等)

第10条 奨励金の交付を受けた者は、奨励金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を奨励金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由を認めたときは、神戸町雇用拡大事業奨励金交付決定取消（返還）通知書（様式第11号）により認定事業所に通知し、その事由に該当する全額の返還を求めるものとする。ただし、町長が特別に認める場合は返還を求めないことができる。

(1) 申請内容に虚偽が判明した場合

(2) その他町長が不相当と認めた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる奨励金に関する規程については、同日以降も、なおその効力を有する。

(1) 基準日から12か月以内(令和8年4月1日以降の日に限る。)の間に、この要綱の規定によりなされた奨励金の手続き

(2) この要綱の失効後において奨励金の返還等の必要が生じた場合の手続き

付 則 (令和2年告示第14号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年告示第77号)

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

付 則 (令和4年告示第29号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年告示第74号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。